

2 学年の特別奨学生制度について

■特別奨学生制度について

2 学年の特別奨学生制度について以下のように定める。

内容	採用条件
奨学金として 10 万円を支給する。	以下の基準を満たした場合，人物，学習態度等を総合的に審査した上で，5 名程度が特別奨学生に認定される。

■基準

成績，出欠の基準は以下のように定める。成績基準に関しては，模試成績，定期考査のすべての基準を満たすことが必要である。

成績基準	■模試成績 ①進研模試 7 月，11 月，1 月 3 回の全国偏差値の平均値 国公立型 「国数英総合」が 75 以上 私文型 「2 教科国英」が 77.5 以上 ②校内実力テスト 2 回の偏差値の平均値 国公立型 「5 教科総合」の 2 回の平均が 75 以上 私文型 「英国社」の 2 回の平均が 75 以上 ③駿台模試 第 1 回，第 2 回の 2 回の全国偏差値の平均値 国公立型 「英数国」が 62.5 以上 私文型 「英国」が 65 以上 ①～③のいずれか 2 つを満たすこと。 ■定期考査 ・ 5 教科の評定平均が 4.8 以上であること。 ・ 赤点課題の対象となることがない。
出欠等状況	欠席 10 日以内かつ遅刻 5 回以下である。 ※長期の通院や入院等によるやむを得ない理由により超えた場合は，審査の上可否を学校側が決定する。
その他	年度中に学則処分を受けた場合は，次年度の特別奨学生には認定されない。

■特別奨学生の認定の通達時期

3 月の学年末考査後に，該当の生徒に通達を行う。特別奨学生の認定は，校長面談を経て正式な決定となる。